

3月から保険証の切り替えが 始まります。

2月28日までに国保税を全額納付した世帯は、保険証が3月中に郵送されます。しかし次の場合は、国保課窓口で切り替えることになります。

- ① 国保税に未納がある世帯
- ② 基地内に住所がある世帯
- ③ 住所の異動等で手続きの必要がある世帯

※今年の4月以降に学校や施設入所のために住所を市外へ移される方は、遠隔地保険証の交付手続きが必要です。保険証及び在学、在園証明等の証明書を必ずご持参のうえ、手続きをしてください。

切り替え期間

平成 23 年 3 月 1 日 (火)
から 31 日 (木) まで
(土日祝祭日は除く)
午前 8 時 30 分から
午後 5 時 15 分まで

現在お持ちの保険証は平成23年3月31日で期限が切れます。切り替えの手続きをせず、期限切れのまま医療機関で受診すると全額自己負担となりますのでご注意ください。

国保税の納付が困難な方は、納付相談等を受け付けておりますのでお早めに国保課窓口までいらしてください。

窓口切り替えする際に必要なもの

- ・ 現在お持ちの保険証
 - ・ 身分証 (運転免許証、住民基本台帳カード等。)
 - ・ 委任状 (別世帯の方が代理で手続きをする場合は委任状が必要です。)
 - ・ 国保税の領収書 (平成23年3月1日以降に納付した場合、その領収書を持参してください。)
 - ・ 在学・在園証明書 (今年の4月以降に学校や施設入所のため住所を市外へ移される方で、遠隔地保険証が必要な世帯。)
- 右記のものを忘れた場合には、保険証切り替えが出来ないこともありますので、市役所に来所する前に忘れ物がないかご確認ください。

お問い合わせ 国民健康保険課

電話：098-973-3202

所得の申告について

国保では申告等に基づき所得の判定を行っています。所得が無い方でも申告等がない場合は、適切な課税ができないばかりでなく、軽減該当世帯であっても国保税の軽減を受けることができません。

また、高額療養費の支給の際、その世帯は上位所得者 (所得の多い世帯) としてみなされるため、自己負担額が最高額となり払い戻しが受けられなくなる場合もありますので、所得の申告は平成23年3月15日までに必ず行ってください。

